

GAP 認証取得支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

環境負荷低減に取り組む団体が国際水準GAP（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAP）の認証取得を目指す取組みに対し、審査費用等への支援を行います。

3 利用対象者

農業法人（一戸一法人は除く）、農業者が組織する団体、農業協同組合
※経営を別にする複数の農場が同一の方針・目的の下に集まり、代表者及び
団体事務局を有する組織が対象となります。

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 国際水準GAP（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAP）の団体認証を取得すること
- 環境負荷低減に配慮した取組みを行うこと
 <取組例> ・ IPM（総合的病害虫・雑草管理）に基づいた農薬使用量の削減
 ・ 適正な施肥設計による化学肥料の使用量の低減
 ・ 水田からのメタンの発生量を削減するための中干し期間の延長 等

(2) 対象経費：認証審査に要する費用

(3) 補助率：定額

(4) 補助上限額：①審査費用 取得する認証の種類ごとに以下のとおり
 GLOBALG.A.P. 29万5千円×（団体の構成員数の平方根+2）
 ASIA GAP 15万円×（団体の構成員数の平方根+2）
 JGAP 13万円×（団体の構成員数の平方根+2）
 ②審査員旅費 実費の1/2

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、お問い合わせください
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課
- (3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：農産物安全担当
- (3) 電話番号：023-630-2408

農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金
(食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備緊急対策事業)

1 対象品目・分野

○その他（6次産業化、食品加工、流通）

2 事業概要

食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者等が、政府機関が定める輸入条件（輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件をいう。以下同じ。）への対応（輸出促進法の第17条に基づく適合施設の認定への対応を含む。）並びにI S O（国際標準化機構）、G F S I（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機J A S及びハラール・コーシャ等の認証取得への対応に必要な施設や機器の整備及び施設や機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に要する経費を支援します。

3 利用対象者

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者（法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む。）

- (1) 法人
- (2) 地方公共団体 ほか

4 支援内容

(1) 補助要件：

- G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること
- 全体事業費が1千万円を超える場合にあっては、金融機関その他相当と認められる者から交付対象事業の全体事業費の10%以上の貸付を受けて事業を実施すること
- 事業実施主体において、H A C C Pチーム（H A C C P研修受講者を必ず含むこと。）が編成されていること
- 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること
- これまでに本事業又は類似事業を実施した者にあっては、実施した事業において設定した成果目標を達成済であること
- その他、ハード事業に係る一般的な基準を満たすこと
- 輸出事業計画を作成し、農林水産大臣に提出し、その認定を受ける又は認定を確実に受ける見込みであると認められること ほか

(2) 対象経費：

①施設等整備事業

輸入条件への対応、輸出向けH A C C P等の認定・認証取得に向けた対応及び輸出先国のニーズへの対応に必要な施設等の整備（施設の新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費

②効果促進事業

輸出向けHACCP等の認定・認証取得に係る費用、検疫や添加物等の規制への対応や輸出向けHACCP等導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、上記①施設等整備事業と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に係る経費

- (3) 補助率：1／2以内
- (4) 補助上下限額：250万円～5億円

5 募集期間

- (1) 募集期間：未定ですが、御相談は随時受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
- (2) 担当（係）名：輸出推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3069

農産物等輸出産地形成サポート事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（流通）

2 事業概要

輸出産地（海外の規制やニーズに対応した輸出対応型の産地をいう。）の形成を進めるに当たり、海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・管理体制を構築するための輸出事業計画の策定、当該計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善等の支援を行います。

3 利用対象者

- 農林漁業者又は食品等製造事業者のいずれかが含まれる3者以上の連携体であり、主体的に協働するための具体的な役割や組織体制等を備えていることが、連携する者との間の契約等において確認できる者
- 農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は農林漁業関連事業に常時従事する者を新たに3名以上雇用する計画を有する農林漁業者
- 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体（これらにあっては任意団体を除く。）、都道府県、市町村、独立行政法人日本貿易振興機構
- 上記のほか、法人又は組合であって、本事業の事業実施者として、適当と認められるもの
- 以下に規定する要件を全て備えた協議会
 - ・ 代表者の定めがあること。
 - ・ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - ・ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

4 支援内容

(1) 補助要件：

- G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。
- 事業実施者は、早期の輸出の実現に向け、輸出産地サポーターやコンサルタント、輸出商社などの輸出に知見を有する者と連携した実施体制を構築していること。
- 事業実施計画に事業実施者又は参画事業者（事業実施者とともに本事業に参画する農林漁業者又は食品事業者をいう。）の所得向上効果を記載し、その検証に依拠することができる者であること。
- 輸出事業計画を策定し農林水産大臣の認定を受けること。

(2) 対象経費：

- 輸出事業計画策定支援
 - ・ 輸出事業計画の策定に必要な調査を実施し、策定する取組み 等
- 生産・加工等の体制構築支援
輸出産地形成の実現に必要な以下の取組み等
 - ・ 人材の育成
 - ・ 農薬規制、動植物検疫、G A Pの取組み、H A C C P等の導入、F S M A（米国における食品安全強化法）への対応のための調査
 - ・ ほ場の改良や生産・加工現場の規制に対する調査等を行う取組み
- 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援
検証・改善を実施し、P D C Aサイクルを回す以下の取組み等
 - ・ 海外バイヤー等の招へいによるほ場や生産・加工現場の確認

- ・ テスト輸送、テスト販売による検証・改善

(3) 補助率：

1年度目：1／2以内、2年度目：1／3以内、3年度目：1／4以内
(補助対象経費 200 万円以下)

(4) 補助上限額：1年度目：100万円、2年度目：66万6千円、3年度目：50万円

(5) その他(補助を受けられる期間について)：

同一品目で補助を受けられる期間は最長3年間

※ これまでに山形県グローバル産地形成支援事業費補助金の交付実績のある事業者は対象外とする。

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年4月中旬から5月下旬まで

(2) 申請書類(様式)の入手先：山形県ホームページからダウンロード

(3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2) 担当(係)名：輸出推進担当

(3) 電話番号：023-630-3069